卸団地プレミアム付商品券

使用済商品券の換金手続きについて

1. 換金窓口

協同組合 沼津卸商社センター (組合事務局)

2. 換金日時

令和 5 年 11 月 1 日 (水) ~ 令和 6 年 2 月 29 日 (木) の受付時間内 受付時間:平日 9:00 ~ 16:30

3. 換金方法

記入済の『換金請求書』及び『使用済商品券』をご提出ください。 使用済商品券は、台紙より切離し、裏面に事業者名または取扱店名を必ず記入(ゴム 印可)してください。記入のないものは換金できません。

4. 換金代金

換金代金は原則、取扱店募集の際にご登録いただいた口座へのお振込とします。 毎月1日~末日までに換金請求のあったものを、翌月15日にお振込します。 ※ 少額(20枚・10,000円まで)に限り、窓口での現金精算を受付けます。

5. 振込手数料

組合事務局の負担とし、取扱店の負担はありません。

ご注意

- ・換金請求の最終受付日は令和6年2月29日です。これを過ぎた場合は換金できません。
- ・取扱店による違反や不正行為が発覚した場合は換金できません。また、換金後であっても 返金を求めます。
- ・従業員が購入した商品券は、営利目的で使用することはできません。これが発覚した場合、 換金後であっても取扱店に返金を求めます。